破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６６号
静岡市清水区馬走12番33号、前住所静岡市清水区東大曲町４番38号
破産者　橋本　高行
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７号
静岡市清水区馬走12番33号、旧住所静岡市清水区東大曲町４番38号
破産者　橋本　由美
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４８０号
さいたま市北区日進町２丁目1156番地２　日進セントラルハイツＢ102
破産者　狩野　康廣
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
北海道苫小牧市拓勇西町３丁目４番地の12　セルクル102号
破産者　庄司　光宏
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７９号
福島県南相馬市原町区桜井町１丁目74番地
破産者　山田　誠一
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第８２号
福島県南相馬市原町区西町３丁目67番地の４
破産者　小野　裕美
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第９１号
福島県南相馬市鹿島区南屋形字川子内14番地の１、開始決定時の住所福島県相馬市黒木字上泉37番地　レオパレスＫＡＭＩＩＺＵＭＩ103号
破産者　村井　　悟
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１４７２号
さいたま市見沼区東大宮１丁目75番地１　第一グリンパーク201号
破産者　岩橋　　務
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２８９７号
横浜市磯子区中原２丁目24番５―201号
破産者　松村　　亮
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８７号
愛知県江南市河野町一色17番地
破産者　浅井　雄太
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第７０７４号
大阪市都島区都島本通２丁目６番１号　シティアイランド203号
破産者　川端　美孝
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４２号
大阪市東住吉区針中野１丁目16番48号、住民票上の住所大阪市旭区生江３丁目20番31号
破産者　須田商店こと　須田　　徹
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１９１号
大阪府八尾市久宝園３丁目88番地、開始決定時の住所大阪府八尾市高安町南３丁目53番地
破産者　大谷　栄佐
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１９２号
大阪府八尾市西山本町１丁目５番10号
破産者　大谷　竹信
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７０４号
大阪府寝屋川市黒原旭町25番８号
破産者　清水　進一
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７９５号
大阪市生野区巽東１丁目１番２号　ナティーイースト302号、前住所大阪府東大阪市吉田本町３丁目３番32―803号
破産者　福田喜久代
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１０３号
大阪市住之江区西住之江２丁目３番８号　Ａ―１　渡辺方、前住所大阪市住之江区柴谷２丁目５番36号
破産者　庄司　和孝
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２４３号
大阪市此花区朝日１丁目５番２号大黒マンション201
破産者　佐伯　　幸
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３３９号
京都府八幡市八幡月夜田59番地の７
破産者　竹藤　義則
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部